

# ドイツ 幼児教育カリキュラムガイドラインの概説

中西さやか（名寄市立大学）

## 1. はじめに

ドイツは幼児教育のための国家的なカリキュラムガイドラインを長きにわたって持たなかった国の一つである<sup>1</sup>。連邦制のもとで保育の基本的な権限が各州に委ねられていることや、保育施設の多くが私立であることなどを背景として、ドイツの保育施設にはかなりの自由裁量が認められてきた。しかし、東西統一後の保育の量的拡大とともに保育内容・カリキュラムの質が問われるようになったこと、加えて、2000年代に入り学力向上政策の一環として「幼児教育（frühe Bildung）」が重視されるようになったことを受けて、ドイツでは16州の合意にもとづく『保育施設における幼児教育のための各州共通枠組み』（JMK/KMK 2004）という教育活動の指針が策定された。同時に、州レベルでは、2003年以降、州独自の「教育計画（Bildungspläne）」が16州のすべてで作成されている。

以下では、ドイツにおける幼児教育カリキュラムガイドライン策定の背景を整理した上で、カリキュラムガイドラインの概要を示す。

## 2. カリキュラムガイドライン策定の背景

連邦制をとるドイツでは、保育の基本的な権限は各州の委ねられており、所管や保育制度は州ごとに異なる<sup>2</sup>。連邦レベルでは、保育<sup>3</sup>を所管するのは連邦家庭・高齢者・女性・青少年省という福祉担当省であり、保育制度は「児童・青少年援助法（Kinder- und Jugendhilfegesetz：略称 KJHG）」において規定されている。そのため、ドイツの保育施設は伝統的に福祉的な性格を持つものとみなされてきた。

しかし、特に2000年代以降、ドイツの保育施設に求められる任務は大きく転換している。教育政策において、移民の背景を持つ子どもたちの学力格差の是正という観点から、保育施設の教育的な任務を明確化すること（教育目標を定義づけ、カリキュラムを改訂すること）や（Arbeitsstab Forum Bildung 2001）、就学前教育段階における言語教育支援および幼小接続の強化などが重点課題とされたのである（KMK 2001）。

このような幼児教育重視の動向は、保育施設を「教育」の施設と定義し直すことを要請し、幼児教育カリキュラムに関する議論を活性化させることとなった。2003年のバイエルン州を皮切りに2008年までに16州のすべてが幼児教育のための「教育計画（Bildungspläne）」を作成した。また、その経過において、保育施設における教育活動に関する16州の合意として、『保育施設における幼児教育のための各州共通枠組み』が議決された。このような指針にもとづいて、各州が独自に教育計画を作成することが合意されたのである。

### 3. カリキュラムガイドラインの概要

ここでは、ドイツの幼児教育カリキュラムガイドラインの概要について①『保育施設における幼児教育のための各州共通枠組み』、②州レベルの教育計画という2つの視点から整理する。

#### (1) 『保育施設における幼児教育のための各州共通枠組み』の概要

『保育施設における幼児教育のための各州共通枠組み』(JMK/KMK 2004: 以下、「共通枠組み」)は、2004年に各州文部大臣会議と青少年大臣会議によって共同議決されたものである。「共通枠組み」は、保育施設における教育活動の原則に関する各州間の合意であり、法的な拘束力はない。ここに示された枠組みは、各州の教育計画において肉付けされ、発展していくものにとらえられている。すべての州はそれぞれの状況に応じて独自の教育計画を作成し実行すると考えられている(「1. 緒言」)

また、この枠組みは保育施設の任務を示すものであり、子どもたちが到達すべき地点を標準化するものではないことが強調されている(「2. 就学前教育領域における教育目標」)。

#### ①構成

「共通枠組み」の構成は以下のとおりである。

1. 序言
2. 就学前教育領域における教育目標
3. 保育施設における教育活動
  - 3.1 全体的な育成の原理
  - 3.2 教育領域
    - 3.2.1 言語、文字、コミュニケーション
    - 3.2.2 個人的・社会的発達、倫理宗教教育
    - 3.2.3 数学、自然科学、(情報)技術
    - 3.2.4 音楽教育／メディアとのかかわり
    - 3.2.5 身体運動、健康
    - 3.2.6 自然と文化的環境
  - 3.3 教育的活動／質の向上の形成
    - 3.3.1 教育の基本原理
    - 3.3.2 専門家としての保育者の役割
    - 3.3.3 親／家庭の役割
    - 3.3.4 (社会的な)学びのフィールドとしての集団、仲間の役割
    - 3.3.5 空間の機能／戸外の空間形成
    - 3.3.6 地域志向、協同、結びつき
4. 教育目標実現のための条件
5. 就学前教育領域から初等教育領域への移行の最善化

## ②教育課題と教育領域

### 【教育課題】

「共通枠組み」においては、保育施設が「固有のプロフィールを持った教育施設」であり、公教育システムの不可欠な一部分であることが強調されている。そのうえで、保育施設の教育的課題は、個人のコンピテンシーや学びの構えを早期から強化し、子どもの探究心を広げ、援助し、誘発すること、価値の教育、学び方の学習を促進すること、社会的な文脈における世界習得であるとされている（「1. 緒言」）。そして就学前教育領域における教育努力は、基本的なコンピテンシーの育成や人格的資源の発展や強化によって子どもたちを動機づけること、将来の生活や学習の課題を取り上げそれを克服するための準備をすること、責任を持って社会生活に参加し、生涯に渡って学び続ける準備をすることに向けられるものと考えられている（「2. 就学前教育領域における教育目標」）。

また、幼児期の教育課題は教科や学問的な原理に基づく学習ではなく、日常生活と結びついた学びを通して実現されるのがふさわしいという観点から、プロジェクト活動が重視されている（「3.1 全体的な育成の原理」）。すべての教育内容において重視されるものとして、①学び方の学習の促進（学びの方法コンピテンシー）、②施設の生活に関する決定への発達に応じた子どもの参加、③知的教育、④ジェンダーを意識した教育活動、⑤発達のリスクを有する子どもや（重度の）障がいを持つ子どもへの特別支援、⑥特別な才能を持つ子どもへの促進が挙げられている（「3.1 全体的な育成の原理」）。

### 【教育領域】

教育領域は、すべての保育施設と保育者が子どもの教育機会を促進するための手掛かりとなる視点であり、①言語、文字、コミュニケーション、②個人的・社会的発達、倫理／宗教教育、③数学、自然科学、（情報）技術、④音楽教育／メディアとのかかわり、⑤身体運動、健康、⑥自然と文化的環境、の6つが挙げられている（「3.2 教育領域」）。

第1の教育領域である「言語、文字、コミュニケーション」では、「言語教育の目標は、子どもが自らの思考を意味のある多様なものとして表現することである。言語育成は、子どもにとって意味のある個人的な関係やコミュニケーション、行動の中に埋め込まれている。言語教育の中心的構成要素は、本、語り、リテラシーをめぐる子ども期の経験である」と述べられており、生活やプロジェクト活動の中での経験を通じた、幼児期にふさわしい形での言語教育が構想されている。

以上のように、「共通枠組み」では6つの教育領域を設け、日常の遊びやプロジェクト活動を通じた学びによって、生涯学習の基礎となるような能力を育成することが目指されている。このような教育において保育者に求められることとして、子どもの主体性の尊重、インフォーマルで探索的な遊びを中心とする子どもの学びに大人が寄り添ったりリードしたりすること、子どもの探究心を喚起し支えることなどが挙げられている（「3.3.2 専門家としての保育者の役割」）。これに加えて、教育活動の質を高めるための視点として、親との

協働、学びにおける集団や仲間の重要性、空間形成、他機関との連携などが挙げられている。加えて、「共通枠組み」の最後に挙げられているのは、保育施設と基礎学校の結びつきをより強固なものとし、円滑な移行を可能にすることを求める項目である。家庭から始まり、保育施設、学校へと続く子どもの教育（Bildung）と学びを連続性のあるものとして捉え、それぞれの施設が持つ共通した教育基盤に着目することの重要性が示されている。中でも、言語教育に関しては、「家庭や保育施設における言語発達と言語育成は、学校における機会の公正さに対して中心的な意義を持っている。それゆえに言語育成は、保育施設と基礎学校の基本方針でなければならない」とされており、幼小接続における重点課題として位置づけられていることがわかる。

### （3）州レベルの教育計画

#### ①教育計画の共通点と多様性

先に述べたように、16州のすべてが2008年までに独自の教育計画を作成している。それらの教育計画は固定的なものではなく、それぞれの州において教育計画の試行と改訂が重ねられている<sup>4</sup>。

各州の教育計画に共通する項目としては、①教育（Bildung）理解、遊びの意義などの中心的思想および基本的な子ども像についての記述、②教育目標あるいは子どもたちが獲得すべきコンピテンシー、③教育計画の主要な部分としての教育領域、学習・経験領域<sup>5</sup>、④子どもたちの民主的参加、移民や特別なニーズを持った子どもとの統合、移行などのテーマに関すること、⑤教師への要求、質開発、自己・他者評価等についてが挙げられる（Textor 2008）。

このように、教育計画の基本的枠組みには一定の共通性がみられるが、教育計画の分量（記述の詳細さ）には州間で大きな違いがある。全体的には150～300頁程度の州が多く、少ない州ではブレーメンの40頁、多い州ではバイエルンの502頁とかなりの幅がある。また、対象年齢に関しては0歳から就学までが一般的であるが、ヘッセン州に代表されるように0から10歳までの連続カリキュラムが作成されている州も増加している。また、教育計画の基盤となる教育観についても多様性があり、子どもの内面的な世界構築プロセスとしての「自己形成（Selbstbildung）」を重視する州（例：ノルトライン・ヴェストファーレン）や、基礎的なコンピテンシーの育成を重視する州（例：バイエルン州）などがある。

#### ②具体例：「保育施設と家庭的保育のためのベルリン教育プログラム」の枠組み

ここでは、州レベルの教育計画の一例としてベルリンの教育計画（2014年版）の枠組みを示す。

ベルリンの教育計画（「ベルリン教育プログラム」）は、2004年に初版が発行され、幾度かの改訂を経て、2014年に「保育施設と家庭的保育のためのベルリン教育プログラム」が作成された。総ページ数は180頁であり、施設型保育と家庭的保育（Kindertagespflege）の両方を対象とした教育計画となっている。

ベルリン教育プログラムの枠組みは以下のとおりである (Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Wissenschaft 20141, S.8 をもとに作成)。

<b>子どもの生活世界</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・自分の世界のなかの子ども</li><li>・子ども社会のなかの子ども</li><li>・世界の出来事を経験する、世界を探索し世界を形成する</li></ul>
<b>教育行為の目標：子どもを強くする</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・自己コンピテンシー</li><li>・社会的コンピテンシー</li><li>・事物コンピテンシー</li><li>・学び方のコンピテンシー</li></ul>
<b>教育領域</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・健康</li><li>・社会文化的な生活</li><li>・コミュニケーション：言語、メディア、文字文化</li><li>・芸術：造形、音楽、演劇</li><li>・数学</li><li>・自然—環境—技術</li></ul>
<b>教育方法的課題</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・観察とドキュメンテーション</li><li>・日常生活の形成</li><li>・遊びの誘発</li><li>・プロジェクトの形成</li><li>・空間と材料の提供</li><li>・障がいのある子どもの統合</li><li>・移行の形成</li></ul>
<b>親たちとの教育パートナーシップ</b>
<b>民主主義的な参加</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・チームにおける協働とコミュニケーション</li><li>・施設管理と事業者の責任</li></ul>

#### 4. まとめ

ドイツでは、移民の背景を持つ子どもたちへの教育支援の強化という観点から、幼児教育が重視されるようになった。そのような動向を受けて、幼児教育に関する 16 州の合意として示された「共通枠組み」をベースとして、州独自の多様な教育計画が作成されている。

教育計画では、新たな教育観や教育目標のもとで、これまで保育施設で重視されてこなかった領域（言語、数学、科学など）を教育領域として位置づけることで、新たな時代に対応した幼児教育内容が構想されている。一方で、教育領域が教科のように捉えられる傾向があることや教育計画を実施するための条件が十分に整っていないことが課題として指摘されている（Endler 2016）。新しい幼児教育の構想を実現していくために、カリキュラムと同時に人員配置や内部評価・外部評価のあり方が問われているのがドイツの現状である。

### 注

- 1 東西分裂時、東ドイツには幼児教育のカリキュラムが存在していた（Endler 2016）。
- 2 近年では、教育系の所管の州が増加傾向にある。詳細については坂野（2016）を参照。
- 3 保育は、施設型保育（3歳未満児を対象とする保育所 *krippe*、3歳から6歳までを対象とする幼稚園 *Kindergarten*、総合保育施設 *Kita*）と家庭的保育(*Tagespflege*)の両方を含む概念である。
- 4 各州の教育計画（最新版）の概要と本文については、<https://www.bildungsserver.de/Bildungsplaene-fuer-Kitas-2027-de.html> から取得することができる。
- 5 各州の教育計画における教育領域は、豊田（2016）に一覧が示されている。

### 引用参考文献

- Arbeitsstab Forum Bildung (2001) Empfehlungen des Forum Bildung. ([https://www.pedocs.de/volltexte/2014/1105/pdf/BLK\\_2001\\_Empfehlungen\\_des\\_Forum\\_Bildung\\_A.pdf](https://www.pedocs.de/volltexte/2014/1105/pdf/BLK_2001_Empfehlungen_des_Forum_Bildung_A.pdf), 2019年10月4日閲覧)
- Endler,M. (2016) Elementarpädagogische Bildungspläne. Neuß,N.(Hrsg.) *Grundwissen Elementarpädagogik : Ein Lehr- und Arbeitsbuch*. Berlin : Cornelsen.241-251.
- KMK-Pressemitteilung, 296. Plenarsitzung der Kultusministerkonferenz. am 05./06. Dezember 2001 in Bonn.( [http://www.kmk.org/presse-und-aktuelles/pm2001/296\\_plenarsitzung.html](http://www.kmk.org/presse-und-aktuelles/pm2001/296_plenarsitzung.html), 2019年9月25日閲覧)
- Jugendministerkonferenz/Kultusministerkonferenz (JMK/KMK) (2004) Gemeinsamer Rahmen der Länder für die frühe Bildung in Kindertageseinrichtungen. ([http://www.kmk.org/fileadmin/veroeffentlichungen\\_beschluesse/2004/2004\\_06\\_03-Fruehe-Bildung-Kindertageseinrichtungen.pdf](http://www.kmk.org/fileadmin/veroeffentlichungen_beschluesse/2004/2004_06_03-Fruehe-Bildung-Kindertageseinrichtungen.pdf), 2019年9月25日閲覧)
- Oberhuemer,P. (2012) Balancing Traditions and Transitions : Early childhood policy initiatives and issues in Germany. Papatheodorou,T. (ed.) *Debates on Early Childhood Policy and Practices : Global snapshots of pedagogical thinking and encounters*. London : Routledge.17-26.

坂野慎二 (2016) 「ドイツにおける就学前教育の現状と課題」『論叢：玉川大学教育学部紀要』19-47.

Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Wissenschaft (2014) *Berliner Bildungsprogramm für Kitas und Kindertagespflege*. Weimar・Berlin:verlag das netz.

Textor,M-R. (2008) Erziehungs- und Bildungspläne. Das Kita-Handbuch. (<https://kindergartenpaedagogik.de/fachartikel/bildung-erziehung-betreuung/1951> 2019年10月3日閲覧)

豊田和子 (2017) 「ドイツ連邦共和国一統一後の保育・就学前教育改革の動向」泉千勢編著『なぜ世界の幼児教育・保育を学ぶのかー子どもの豊かな育ちを保障するためにー』ミネルヴァ書房、127-157.